

平成 28 年 2 月 16 日

都道府県建築士会会長様

(公社)日本建築士会連合会
歴史的建造物委員会運営検討会
主査 後藤 治

歴史的建造物の保全・活用推進会議 開催のご案内

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は本会の各種事業につき、多大のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 4 月、歴史的建築物の活用を促進する観点から、国土交通省住宅局建築指導課長発信文書(技術的助言)により、建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定(建築基準法適用除外規定)の運用等についての緩和措置が講じられました。その骨子は、改修等の計画について、自治体が予め定める基準(「同意基準」)に適合すれば、建築審査会の個別審査を不要とするものです。

技術的助言を活用して、歴史的まちづくりに積極的に取り組みたいとする自治体を支援する委員会が岡山県建築士会において、設置されたことを受け、本会では、自治体の同意基準作成のモデルとなる基準の作成や建築士会に設置する「歴史的建造物委員会」の運営方法等について検討する「歴史的建造物委員会運営検討会」を設置し、検討結果を「歴史的建造物運営委員会運営マニュアル」(案)として、とりまとめつつあります。

つきましては、運営マニュアルの普及、建築基準法適用除外の活用方策等について意見交換することを目的に、下記のとおり「歴史的建造物の保全・活用推進会議」を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

記

1 「歴史的建造物の保全・活用推進会議」について

以上

① 開催目的

歴史的建造物委員会運営マニュアルの普及、建築基準法適用除外の活用方策について、意見交換する。

② 開催日等 平成 28 年 3 月 7 日(月) 14 時 30 分から 16 時 30 分

③ 開催場所 大阪府建築健康保険組合 健保会館 5 階 2+3 号室 大阪府大阪市中央区和泉町 2-1-11 TEL 06-6942-3621

④ 参加対象

- ・各建築士会のヘリテージ担当役員、担当委員会委員長等
- ・歴史的建造物の保全・活用に関心のある地方公共団体担当官
- ・歴史まちづくりに関心のある建築士等 (定員 80 名)

- ⑤ 参加料 参加費無料 ただし、旅費は各自自己負担となります。

2 会議の内容

【歴史的建造物の保全・活用推進会議】(120分)

- ・開催テーマ 都道府県建築士会に歴史的建造物の保全・活用を推進するための委員会を設置しよう

- ・プログラム

開催挨拶 (5分) 連合会役員

第1部 歴史的建造物委員会設置の意義と運営マニュアルの作成

1) なぜ、委員会の設置が必要なのか? (10分)

- ・建築基準法の適用除外と委員会の役割
／国土交通省の通知と委員会 /建築審査会と委員会 /市町村と委員会
- ・登録有形文化財の設計監理費補助と委員会の役割

2) 適用除外が必要な理由 (10分)

- ・増築、用途転用など／空き屋対策
- ・措置が必要な建物：地方指定文化財、伝統的建造物群保存地区、景観重要建造物、登録有形文化財、その他

3) 建築基準法の適用が困難な箇所 (10分)

- ・木造の耐火・不燃化、排煙、階段寸法、接道要件、道路幅他

・質疑応答・意見交換 15分

休憩 10分

第2部 委員会と適用除外条例の先進事例

- ・京都市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例について 20分

京都市役所担当官

- ・岡山県建築士会歴史的建造物委員会について 20分

岡山県、岡山県建築士会

- ・質疑応答・意見交換 20分

3 申し込み方法

別紙「歴史的建造物の保全・活用推進会議」参加申込書に必要事項ご記入の上、(公社)日本建築士会連合会事務局 地域活動部あてメールもしくはFAXにてお申し込み下さい。

(本件に関する問い合わせ先)

(公社)日本建築士会連合会 秦 正之

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館5階

TEL 03-3456-2061 FAX 03-3456-2067

メールアドレス hata@kenchikushikai.or.jp